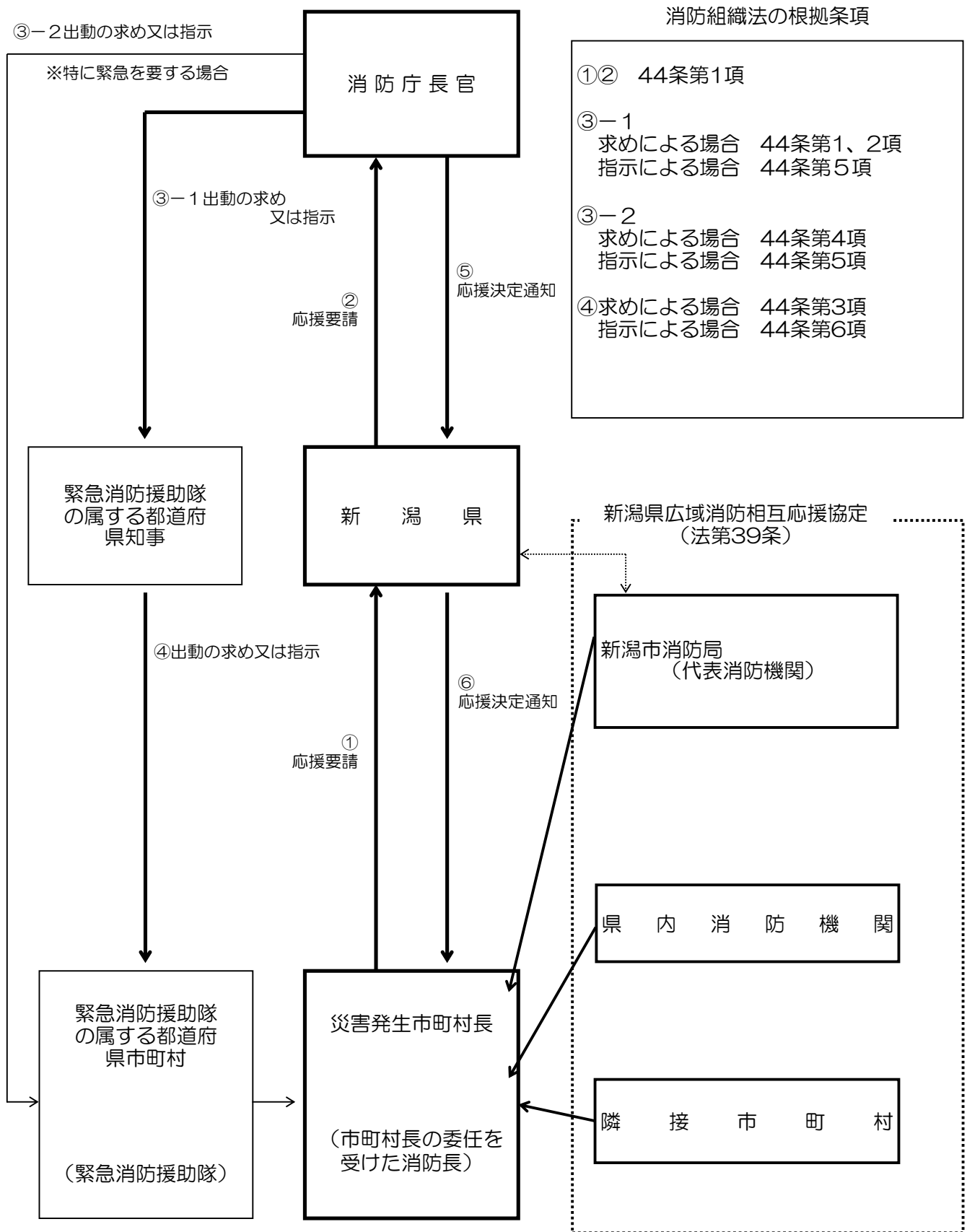


6 消火活動等

6-(1) 緊急消防援助隊応援要請系統図



○ 応援県隊等

新潟県内で災害が発生し緊急消防援助隊の応援を受ける場合の、他都道県の応援体制は次のとおり

(1) 統括指揮支援隊の所属する消防本部

統括指揮支援隊 … 指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする指揮支援部隊長の属する指揮支援隊。

指定順位第1位：仙台市消防局（指定順位第2位：東京消防庁）

(2) 指揮支援隊の所属する消防本部

指揮支援部隊 … 大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

仙台市消防局、さいたま市消防局、東京消防庁、川崎市消防局、新潟市消防局

(3) 大隊第一次出動県

第一次出動県 … 原則として第一次的に応援出動する県をいう。

山形県、福島県、群馬県、長野県

(4) 大隊出動準備都県

出動準備都県 … 大規模災害等の発生情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都県をいう。

宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県

(5) 第一次出動航空小隊

仙台市、埼玉県、富山県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、長野県

(6) 出動準備航空小隊

札幌市、秋田県、茨城県、千葉市、横浜市、川崎市、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、静岡市

新潟県消防防災ヘリコプター 緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けられることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第16条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生活、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）

(3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。ただし、感染症法で定める感染症又はその疑いのある傷病者の搬送は行わない。

(1) 救急活動

- イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合
- ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、上空からの救出が必要と認められる場合
- ハ 洪水、山崩れ等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
- ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

- イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車災害、高速道路等での大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等との航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号)及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年5月30日付け消防救第61号)に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる広域航空消防防災応援活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務

組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）

ロ 要請を行う機関の長（以下「他機関の長」という。）

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

（緊急運航の決定）

第7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、運航管理者からの報告に基づき、出場の可否を決定し、運航管理者及び運航指揮者に必要な指示をするものとする。

2 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、運航管理者からの報告に基づき、出場の可否を決定し、運航管理者及び運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。

3 運航管理者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合や第1項で定める出場が見込まれる場合には、災害の状況及び現場の気象状況等の情報を収集し、出動の可否を検討したうえで、運航管理責任者に報告するものとする。

4 運航指揮者は第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

5 運航管理責任者は第1項又は第2項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

（受入れ体制）

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

（1）離着陸場所の確保及び安全対策

（2）傷病者等の搬送先の確保及び病院等への搬送の手配

（3）空中消火に伴う消火バケットへの給水体制

(4) その他必要な事項

(報告等)

第9 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、災害等速報(様式第2号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

(附則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

消 防 防 災 航 空 隊 出 場 要 請 書

消防防災航空隊 電 話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1	要 請 団 体	発信者
2	災 害 種 別	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 火 災 (4) 自 然 災 害
3	要 請 内 容	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 消 火 (4) 偵 察 (5) 物 資 輸 送
4	発 生 場 所 目 標	(市町村) 番地 目標
5	発 生 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分 頃
6	事 故 概 要 又 は 災 害 概 要
7	気 象	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m (警報・注意報)
8	出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村) 番地 目標 (名称) 要請側病院名
9	搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村) 番地 目標 (名称) 要請側病院名
10	傷 病 者 等	傷病者名 T・S・H・R 年 月 日生 傷病名 程度 (重・中・軽) 男・女 歳
11	現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名 氏名
12	消 防 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 コールサイン 無線種別 (主運用波6・統制波1・2・3)
13	他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名 氏名
14	要 請 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
1	航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 コールサイン 無線種別 (主運用波6・統制波1・2・3)
2	到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜 日) 時 分
3	活 動 予 定 時 刻	時間 分
4	必 要 資 機 材	
※ その他の特記事項		
		受 信 者

災 害 等 速 報

要 請 活 動 事 項	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察
要 請 者				
発 生 場 所				
発 生 日 時 (要 請 日 時)	年 月 日 () 時 分頃 (年 月 日 () 時 分)			
要 請 方 法				
事 故 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等 名		
	計 名	うち重傷	名	
		中等傷	名	
		軽症	名	
	行方不明	名		
要 救 助 者 数 (見込み)			救助人員	名
活 動 の 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				
報 告 者 氏 名			活 動 従 事 者	